

試験項目	試験方法	合否の判定基準
設置個数・能力単位	消火器を設置すべき防火対象物又は、その部分、用途等ごとに、設置されている消火器の能力単位の数値及び設置個数を確認する。	設置個数及び能力単位の数値は、それぞれ防火対象物又はその部分に適した数値であること。
	①少量危険物又は指定可燃物を貯蔵し又は取り扱うもの ②変圧器、配電盤等の電気設備 ③多量の火気を使用する場所がある場合における、設置されている消火器の能力単位の数値及び設置個数を確認する。	a 消火器の設置の付加又は減少の数値は、適正であること。 b 必要能力単位の数値及び設置個数が適正であること。
	大型消火器その他の消火設備が併設されている場合における必要能力単位の数値及び消火器の設置個数を確認する。	a 消火器の設置の減少の数値は、適正であること。 b 能力単位の数値及び設置個数が適正であること。
	簡易消火用具が設置されている場合における設置されている必要能力単位の数値及び設置個数を確認する。	a 簡易消火用具は、設置場所に適応したものであること。 b 消火器と簡易消火用具を併設した場合にあっては、消火器の能力単位の数値が簡易消火用具の能力単位の合計数の2倍以上であること。
適応性	設置されている消火器の種類を確認する。	設置場所の構造、用途、設備、貯蔵物品等の対象物の区分に適応した消火器であること。
設置場所等	階ごとに、設置場所等の状況を目視により確認する。	a 歩行距離が20m（大型消火器にあっては30m）以下となるように配置してあること。 b 通行又は避難に支障がなく、かつ、使用に際して容易に持ち出すことができるこ c 床面からの高さが1.5m以下の箇所に設置してあること。 d 周囲温度は、消火器の使用温度範囲内であること。 e 転倒防止の必要なものは、取り出し易い転倒防止措置が施されていること。 f 蒸気・ガス等の発生するおそれのある場所に設置してあるものには、ビニル覆、格納箱に収納等の防護措置が講じてあること。 g 水を流す場所等に設置してあるものは、保持装置により壁体に支持するか架台を設ける等の措置を講じてあること。 h 屋外に設置してあるものは、格納箱に収納するなどの防護措置が講じてあること。
標識	目視により確認する。	消火器の標識が適正に設けてあること。
機器	目視により確認する。	a 檢定品であること。 b 各部に変形、損傷等がないこと。

